

鋸南町保田漁業協同組合
船舶修理・管理施設利用規則

第1節 目的及び定義

(目的)

第1条 本規則は、鋸南町保田漁業協同組合 船舶修理・管理施設（以下「船舶修理・管理施設」といいます。）の利用に関する規則を定め、施設の円滑な管理運営と契約艇の管理・移動・航行等により発生する事故を防止し、船舶修理・管理施設利用契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）及び施設利用者の安全を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 本規則における用語の意義は、本規則の条項で定義されるものの他、利用契約における用語の意義と同一とします。

第2節 契約艇の使用

(第三者の契約艇の使用)

第3条 契約者以外の第三者が契約艇を使用するとき、契約者は鋸南町保田漁業協同組合（以下「施設管理者」といいます。）に対し、その旨を事前に書面にて連絡し、当該第三者は、運転免許証、健康保険証等を提示し契約者が連絡した者であることを証明するものとします。

- 2 前項の証明がないときは、当該第三者は、契約艇の使用ができないものとします。
- 3 契約者は本条第1項の場合における第三者が契約艇の使用により生じさせた事故等の責任を、当該第三者と連帯して負担するものとします。

(船長、出帰港・航行等)

第4条 契約艇航行に際し、契約者は契約艇の船長を決めるものとします。

- 2 船長は、契約艇を施設から出港させるときは、施設事務所にて、船長名、全ての乗船者名簿、出港時刻、帰港予定時刻、航行予定経路その他の事項を事前に所定の手続きにて届け出なければなりません。
- 3 前項の届出の内容につき官公署より問い合わせがあるときは、施設管理者は官公署に対し、これを開示できるものとします。

- 4 施設の出港禁止基準は風速毎秒 15m以上、波高 1.5m 以上、視程 1,000m 以下とします。
- 5 船長は前項の規定にかかわらず契約艇の出港に際し、最新の気象状況及び海象状況を把握し、出港の可否を自己の責任で決定をしなければなりません。
- 6 施設管理者は、海上保安部・署、その他関係官庁の要請により出港停止をすることができます。
- 7 施設港内はデッドスローで航行しなければならないものとします。
- 8 船長は、施設管理者と関係機関とが定めた施設入口の航路を、施設管理者が別途定める航路を目標に、航行するものとします。
- 9 船長は、契約艇を施設から出港させた後、航行中に天候の急変その他の事由により施設への帰港が不可能となったとき、又は帰港予定時刻遅延の可能性が生じたときは、営業時間内であるときは直ちに、営業時間外であるときは営業時間となったときに直ちにその旨を施設事務所まで連絡しなければなりません。又、帰港後直ちに施設管理者に対し、帰港時刻、遅延理由その他の事項を所定の手続きにて届出なければなりません。
- 10 帰港予定時刻を著しく経過したにもかかわらず前項の連絡のないとき、又は海上事故の発生の通報を受けたときは、施設管理者は海上保安部・署、財団法人日本海洋レジャー安全振興協会の運営するプレジャーボート救助事業(以下「BAN」といいます。)等の救助機関、救助組織等に通報し、救助又は捜索を要請します。
- 11 施設管理者は天候やその他の事情を勘案のうえ、捜索を要請します。
- 12 施設から出港後の故障、事故等により当組合が契約艇に対し出張、修理又は曳航等の業務を行ったときは、当組合は契約者に対し、別途所定の料金表による報酬及び費用を請求します。
- 13 船長は、契約艇を施設に帰港させたときは、帰港当日中に施設管理者に対し、帰港時刻、航行経路その他の事項を所定の手続きにより届け出なければなりません。

14 契約艇の出港及び帰港の時間は原則として、日の出から日没の1時間前までとします。但し、事前の書面にて施設管理者が承諾したときはこの限りではありません。

15 施設管理者の本条に定める出港停止、通報、要請等は何れもその行為の有無にかかわらず、施設管理者は一切責任を負う者ではなく、船長はその自己責任を免れるものではありません。

(航行安全規則の遵守義務)

第5条 契約艇の船長は、施設管理者が関係機関と別途定めた航行安全規則を遵守するものとします。

(賠償責任保険・BAN)

第6条 契約者は契約艇の航行等の際の事故により生じた損害を賠償し、又は補償する為に、施設管理者の指定する賠償責任保険契約を契約艇搬入時までに締結し、施設管理者に対しその保険契約締結後一ヶ月以内にその保険証券の写しを提出するものとします。

2 契約者は、BANに団体加入することを承諾し、契約者及びその使用者はBANの会則を遵守し、海上の安全を図るものとします。

(事故報告)

第7条 船長は、操船中に第三者(第三者には同乗者も含みます。)を死傷させたときは直ちに救助活動を行うとともに管轄海上保安部・署及び消防署又は警察署その他必要な諸機関及び、施設管理者に対し通報しなければなりません。

2 船長は、操船中に第三者の物を損壊した場合、直ちに適切な処置を講ずるとともに、被害者、漁業被害にあつては被害者の所属する漁業協同組合、管轄海上保安部・署及び施設管理者に対し、当該事故について講じた措置を報告しなければなりません。

(漁業従事者等との紛争)

第8条 航行その他契約艇の使用に際し漁業従事者等と紛争を生じたときは、船長は施設管理者に対し速やかに紛争の内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称その他の事項を所定の用紙にて報告しなければなりません。

第3節 契約艇の保守・管理

(契約艇の保守・管理)

第9条 契約者は、契約艇の保守・管理を行い、契約艇の利用・航行の安全を確保しなければなりません。

- 2 施設管理者は、契約艇の損傷防止、施設内での安全確保等のため必要と認められるときは、個人艇所有者、共有艇所有者、及び法人艇代表者に対し、契約艇の移動・整備、その他の依頼をするものとします。
- 3 前項の措置を契約者に変わり施設管理者が行ったときは、施設責任者は、当該行為の費用を契約者に対し請求をするものとします。

(修理等)

第10条 契約者は施設管理者に対し、契約艇の修理、船舶検査の代行申請等を依頼することができます。

- 2 契約者は施設管理者に契約艇の修理を依頼せず、施設内において契約者自身で契約艇の修理を行い、又は施設以外の修理業者に修理を行わせるときは、施設管理者に対し事前に所定の書面にて希望修理日時、修理内容等を記載のうえ申請し、施設管理者の許可を得て、施設管理者の指定する許可条件を遵守して、修理を行わなければなりません。
- 3 許可条件は以下の通りとします。
 - (1) 施設管理者の指定する修理日時、修理場所その他の事項を遵守しなければなりません。
 - (2) 危険物の持ち込み、大型機械、自動車の乗り入れ等は出来ません。
 - (3) 契約者の責任において修理後の後かたづけを行わなければなりません。
- 4 前項の修理業者は、施設管理者が指定し又は契約者が施設管理者の事前の承諾を得たものでなければなりません。

(契約艇の一時搬出)

第11条 契約者は艇置場使用期間中、修理その他航行以外の目的で契約艇を一時的に施設から搬出するときは、施設管理者に対し届出を行い搬出許可を得るものとし、又再度、施設に搬入するときは、施設管理者の許可を受けなければなりません。

第4節 予備キーの保管

(予備キーの保管)

第12条 施設管理者は緊急時の艇の移動等に対応するため、契約艇の予備のキーを保管することとします。

第5節 施設の利用

(陸電・給水設備)

第13条 契約者は陸電設備又は給水設備を利用しようとする場合、施設管理者指定の陸電用コードと給水用ホースを使用するものとします。なお、陸電用コードと給水用ホースは契約者自らで用意するものとします。

- 2 契約者は陸電設備を利用する場合、施設管理者に対し届出を行い、事前の許可を得なければなりません。
- 3 契約者が陸電設備又は給水設備の利用許可を得たときといえども、施設管理者は何時にてもその利用を中止させることができます。

(上下架施設)

第14条 艇の上下架は必ず施設スタッフが行うものとし、契約者自ら行うことはできないものとします。

- 2 艇の上下架は、原則として契約者が立ち会うものとし、施設スタッフの指示に従うものとします。
- 3 早朝出航等の理由により前日下架を希望するとき、出港予定日前日の施設の営業時間内に所定の手続きをした場合のみ前日下架を行うものとします。但し、出港予定日の前日が施設の定休日の場合は、前々日迄に手続きをした場合とします。

(船台)

第15条 陸置艇で使用する船台は施設管理者が指定するものを購入するものとし、原則として持ち込みは禁止いたします。

2 契約者が自己の船台の持ち込みを希望するときは、当該契約者が施設管理者に対し、当該船台を施設仕様に改造することを申し込んだ場合に、施設に持ち込みをできるものとします。

3 前項の改造にかかる費用は、当該契約者の負担とします。

(修理ヤードの使用)

第16条 契約者は船底掃除、船底塗装等の周囲を汚す恐れのある修理等を行う場合は、施設管理者の指定する場所で行うものとします。

(営業行為の禁止)

第17条 施設管理者の事前の承諾なくして、施設内における一切の営業行為及びこれを準ずる行為をしてはならないものとします。

(無動力船による出入港の禁止)

第18条 無動力船による出入港及び施設内での航行は禁止します。

(燃料搬入の禁止)

第19条 契約者及びその同伴者は、ガソリン、軽油、灯油、重油等の燃料を施設内に搬入することはできません。

(改造禁止、損害賠償)

第20条 契約者及びその他施設利用者は、棧橋、陸電設備、給水設備その他の施設の改造を、如何なる理由によっても禁止します。

2 棧橋、陸電設備、給水設備その他の設備を改造又は損壊したときは、施設管理者は改造又は損壊した者に対し、現状回復を請求し、なお損害があるときは、施設管理者はその賠償を請求するものとします。

3 前項の改造又は損壊した者が契約者の関係者であるときは、契約者はそれらの方と連帯して前項の義務を負います。

(契約艇の住居等使用の禁止)

第21条 何人といえども、契約艇を主たる住居、事務所又は店舗を目的として使用することはできません。

(船内宿泊)

第 2 2 条 契約者は係留中の契約艇で宿泊を行おうとする場合は、施設管理者に対して届出を行うものとします。

2 陸置艇の宿泊は原則として禁止します。

(その他の禁止行為)

第 2 3 条 契約者及びその同伴者の施設利用に際し、施設管理者及び他の利用者の迷惑となる以下の行為は禁止します。

- (1) 棧橋及び内びヤード上に、給水ホースや電気ケーブルその他の私物等を放置すること。
- (2) 棧橋内及びヤード内に、指定車両以外の自転車、自動二輪、自動車その他の一切の車両を乗り入れること。
- (3) 指定された契約艇の艇置場に、代替艇その他契約艇以外のものを置くこと。
- (4) 契約艇を指定の艇置場以外に長時間放置すること。但し、悪天候により指定艇置場に着岸が困難であると施設管理者が判断したときは、施設管理者の指定する艇置場以外に係留することができるものとし、天候回復後速やかに指定の定置場に移動するものとします。
- (5) 2 2 時以後に、発電機、外部スピーカーの使用、パーティーの開催等による騒音を発生させること。
- (6) 施設内にて花火の点火、たき火等裸火の点火を行うこと。
- (7) 施設内で、ホールディングタンク以外の船内トイレ、指定品以外の洗剤の使用等、施設内を汚染する行為を行うこと。
- (8) 施設内において、釣り、ダイビング、遊泳等、他の船舶の航行を阻害する行為を行うこと。
- (9) 施設内にゴミを放置すること。
- (1 0) 契約艇の係留に際し、チェーンその他ロープ以外のものを使用すること。

(1 1) 契約艇の係留に際し、アンカーを使用すること。

(1 2) 前各号の他、施設管理者及び施設利用者に迷惑となる行為をすること。

第 6 節 損害の無補償等

(損害の無保証)

第 2 4 条 施設管理者が事前に通告することなく給電又は給水を止めた場合において、その停止により契約者又はその他の者が損害を被ったときといえども施設管理者が契約者又はその他の者に対し、その損害を補償するものではありません。

(取引上の義務の無保証)

第 2 5 条 施設管理者の指定の修理業者その他の業者と契約者との間の取引について、如何なる場合であっても施設管理者は一切その責任を負うものではありません。

(郵便物及び宅配便の不受理)

第 2 6 条 施設管理者は、契約者に対し送付された郵便物及び宅配便その他の物を、その名宛人に代わり受理しません。

第 7 節 一般事項

(規則の改訂)

第 2 7 条 本規則は、施設管理者が決定、改正することができます。

(規則の遵守)

第 2 8 条 契約者は本規則及び港則法、海上衝突予防法及び海上交通安全法等の海事法令等を遵守しなければなりません。

- 2 前項に違反した場合、施設管理者は契約者に対し是正の催告、契約解除その他の適宜な措置を行うものとし、必要に応じて施設内に提示するものとします。

附 則

(規則の効力の発生)

第 2 9 条 本規則の効力の発生は、平成 2 3 年 2 月 1 5 日からとします。